

令和4年度 定例監査（学校監査）結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、錦江町監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類

定例監査（財務監査）

2 監査の対象

各小中学校（小学校6校、中学校2校）

3 監査を執行した監査委員

監査委員 中村 貢

監査委員 浪瀬 亮祐

4 監査期日及び監査対象校

令和4年10月18日（火）

- （1） 田代中学校
- （2） 神川小学校
- （3） 宿利原小学校

令和4年10月19日（水）

- （1） 池田小学校
- （2） 田代小学校
- （3） 大原小学校
- （4） 大根占小学校
- （5） 錦江中学校

5 監査の着眼点

各学校が所管する事務事業の執行状況をはじめ、以下の点を主眼として実施した。

- （1） 予算全体の執行は、計画的に行なわれているか。
- （2） 消耗品の購入は、適切に行われているか。
- （3） 備品の購入及び管理は、適切に行われているか。
- （4） 学校図書の運営状況は、適切に行われているか。
- （5） 校内・登下校時の安全は保たれているか。
- （6） いじめや不登校への対策はとられているか。

6 監査の実施内容

令和4年度9月末時点における予算執行状況、備品購入状況、財務事務の処理状況、校内の安全管理、その他一般的な事項について、それぞれの学校に出向き、前もって示した様式に基づく書類、その他関係帳簿の提出を求め、必要に応じて担当者の説明を聴取、現場を確認し、監査した。

7 監査結果

監査した結果は次のとおりであった。

- (1) 予算の執行状況について
適正に執行されており、特に指摘する事項はなかった。
- (2) 消耗品、備品、学校図書について
適正に執行されており、特に指摘する事項はなかった。
- (3) 校内・登下校時における安全管理の状況について
適正に執行されており、特に指摘する事項はなかった。
- (4) その他の事項について
適正に執行されており、特に指摘する事項はなかった。

8 意見

- (1) 予算の執行状況について
どの学校においても、新型コロナウイルス対策費を活用し、非接触型体温計など感染症対策のための備品等の整備に努められていた。また消耗品については積極的に町内業者から購入されていた。また、学校管理費においても順調に予算執行されており、年間においておおむね計画どおりの進捗状況であることが伺えた。
- (2) 消耗品、備品、学校図書について
備品管理については、前年度に引き続き新型コロナウイルス対策費による備品購入があり、管理対象の備品が増えていたが、物品自体はもちろん台帳も良く整理されていた。今のところ感染者数に落ち着きが見られるが、有効に活用して今後に備えていただきたい。
学校図書の蔵書冊数については、クラス数増の影響があっただろうが、充足率が100%を下回り続けている学校がある。引き続き導入・更新に尽力されたい。
- (3) 校内・登下校時における安全管理の状況について
児童・生徒の通学について、全校児童・生徒の通学手段は把握されていた。
昨今、木材を積んだ大型トラックの横転や、通学児童の列への車の飛び込みなど、不安なニュースが後を絶たない。今後とも、地域、保護者、学校が一体となって、子ども達の安全確保に努めていただきたい。
- (4) その他の事項について
切手、はがき等の保管状況についてはおおむね良く管理されていたが、いくつかの学校で古いハガキが使われずに保管されっぱなしとなっている。使い道がないのであれば、教育委員会に相談の上、今後の管理について判断されたい。
図書の一人当たり月平均貸出し冊数については、伸び悩んでいるとの声が散見された。「新聞購読」の話と同様、読解力の向上に影響することかと思われるので、更なる推進に取り組まれない。

9 まとめ

年末から年始にかけて、新型コロナウイルス感染の第8波が到来し、またインフルエンザも同時流行するとの専門家等の予測がある。対策品として購入した備品等を活用しながら、換気や消毒を徹底するなど対策を講じていただきたい。

また、電気料や燃料の高騰により、冬に向けて暖房器具を使用するにあたり光熱水費や燃料費が不足することがないよう、必要な場合は教育委員会と協議の上、予算措置を講じられたい。